

令和 4 年 8 月 10 日  
(2022 年)

報道各社 各位

消防局総務課長

### 職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告いたします。

#### 記

#### 1 事案の概要

令和 4 年 7 月 1 日 17 時頃から消防士 (A) と消防士 (B) は、共通の知人と神戸市東灘区の飲食店で飲酒していました。その後、翌 2 日 0 時 45 分頃、消防士 (A) は、自宅に帰るため迎えに来ていた別の知人の自動車を、酒気帯び状態であることを認識していたにも関わらず、自ら運転し、消防士 (B) はその車に同乗したものです。3 km ほど運転した 0 時 58 分頃、芦屋市大原町の個人住宅のガスメーター等に接触する事故を起こし、110 番通報を受けた警察官により任意同行されたものです。なお、消防士 (B) は、本日付で依願退職しております。

#### 2 処分年月日

令和 4 年 8 月 10 日

#### 3 処分対象者及び処分内容

所属	職名等	年齢	性別	処分内容
消防局	消防士 (A)	22 歳	男性	免職
消防局	消防士 (B)	22 歳	男性	停職 3 ヶ月

#### 4 上記事案の管理監督責任に伴う処分

所属	職名等	年齢	性別	処分内容
消防局	副署長	56 歳	男性	口頭厳重注意
消防局	担当課長	57 歳	男性	口頭厳重注意

#### 5 処分理由

消防士 (A) の行為は、飲酒運転により、約 15 分もの間、自動車を走行させ交通事故を起こし、また消防士 (B) は、消防士 (A) が飲酒していることを知りながら、その自動車に同乗したもので、地方公務員法第 33 条の信用失墜行為の禁止に該当するものです。

このことは、高い倫理観及び規範意識が求められる公務員として、また市民の生命、身体、財産を保護する任務を負う消防職員として、あるまじき行為であり、西宮市消防職員の信用を著しく傷つけるものであり、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当するため、厳正に対処したものです。

以上

問い合わせ先：消防局総務課：大坂 (TEL:0798-32-7303)